

豊島区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する
法律の規定に基づく施術所の開設届出済ステッカー交付要綱

令和3年3月17日
池袋保健所長決定

(目的)

第1条 この要綱は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第9条の2第1項前段の規定により届出をした旨のステッカー（以下「ステッカー」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 豊島区において法第9条の2第1項前段の規定による施術所開設の届出をした者は、豊島区池袋保健所長（以下「保健所長」という。）に対して、ステッカーの交付申請を行うことができる。交付申請は、施術所開設届出済ステッカー交付申請書（様式1）を提出することにより行う。

(交付)

第3条 前条の規定による交付申請があった場合、保健所長は申請事項を審査したうえで、ステッカー（様式2）を交付するものとする。

(返納)

第4条 前条の規定によるステッカーの交付を受けた者は、交付対象の施術所を廃止した場合又は不要となった場合には、保健所長に速やかにステッカーを返納しなければならない。

(手数料)

第5条 第2条に規定する交付申請については、手数料を徴収しない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。